

1. 土木工事標準仕様書の改定について

(R8. 4. 1改定)

1

1. 土木工事標準仕様書の改定

本県の土木工事標準仕様書の参考図書

- 国交省 土木工事共通仕様書
- 中部地整 土木工事特記仕様書
- 国交省 公園緑地工事共通仕様書
- 下水道土木工事必携 (案)
- 港湾工事共通仕様書

法律改正及び国交省土木工事共通仕様書の一部改定に伴い、本県の仕様書も改定。
(R8. 4. 1)

【土木工事標準仕様書 目次】

第1編 総則編	第9編 下水道編
第2編 材料編	第10編 港湾編
第3編 工事共通編	第11編 電気通信設備・機械編
第4編 河川編	第12編 適用基準一覧表
第5編 海岸編	●土木工事施工管理基準
第6編 砂防編	(出来形管理・品質管理)
第7編 道路編	●写真管理基準
第8編 公園緑地編	

赤字の下線が改定した項目

2

2. 各編の主な改定点

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書

1. 請負代金内訳書

請負者は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。

改定

請負者は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を明示すること。

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-22 監督員による確認及び立会等

5. 段階確認

追加

表 1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目
照明設備工	設置位置	設置位置墨だし時	照明設備の位置
	点灯試験、照度測定	試験、測定時	設計照度との対比
接地設置工	接地極の設置	床掘部埋戻前（打込式にあつては打込作業過程）	接地極の位置（深さ）
	接地抵抗の測定	試験結果報告書提出時	接地抵抗値

上記以外の電気通信設備工においては、「電気通信設備仕様書工事共通仕様書」によること。
機械工においては、「機械工事共通仕様書（案）」によること。

5

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-33 工事中の安全確保

9. 現場環境改善

(1) 実施については、表1-3の内容の内、原則として各計上費目（現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容（事業説明板を含む）を実施するものとするが、地域連携の4. デザイン工事看板は、(5)の事業説明板として必ず実施する。なお、具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしな~~い~~こと。

ただし、「誰もが働きやすい現場環境整備工事」の対象工事においては、地域連携4. デザイン工事看板は必須としな~~い~~。

改定

(1) 実施については、表1-3の内容の内、原則として各項目（現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施する。

6

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-33 工事中の安全確保

9. 現場環境改善

改定

表 1-3 現場環境改善

項目	内容
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

7

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-33 工事中の安全確保

9. 現場環境改善

追加

(6) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、原則、すべての屋外工事を対象として工事契約後に監督員と協議するものとし、当初契約金額に相当する現場環境改善費の率分で算出（150,000千円未満の工事は仮想で算出）される額の100%を上限として、設計変更の対象とすることができる。

8

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-33 工事中の安全確保

16. 南海トラフ地震臨時情報 ⇒

16-1. 南海トラフ地震防災対策推進地域における工事

16-2. 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

改定

16-1. 南海トラフ地震防災対策推進地域における工事

請負者は、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。

(1) 上記保全措置については、施工計画書(8)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。

(2) 上記事実が発生した場合は、必用に応じて第1編 1-1-50臨機の措置の規定によらなければならない。

(3) 請負者は、上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。

(事項へ続く)

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

16-2. 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

(1) 請負者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

(2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合

請負者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、請負者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に請負者は、本工事等に必要なる安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(事項へ続く)

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

(2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合

請負者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、請負者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に請負者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(3) 請負者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に請負者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。（事項へ続く）

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

(4) 請負者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督員に報告するものとする。

(5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、請負者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督員と協議できるものとする。

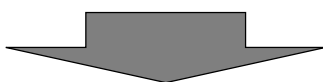
2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-42 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

- 漁港漁場整備法（令和5年5月改正法律第34号）



改定

- 漁港及び漁場の整備等に関する法律
（令和5年5月改正法律第34号）

13

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-57 発注者指定、もしくは請負者の申出により実施する施策

5. ICT活用工事

改定

以下の要領を改名

- ICT活用工事（作業土工（床掘~~工~~））実施要領

以下の要領をICT活用工事（土工）実施要領に合併

- ICT活用工事（土工1000m³未満）実施要領
- ICT活用工事（小規模土工）実施要領

14

2. 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1-1-59 ウィークリースタンス

新規

監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。

ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。請負者は、「建設部門ウィークリースタンス実施要領（工事）」に基づき、請負者及び発注者間で確認・共有した内容を施工計画書へ記載するものとする。

なお、緊急を要する場合等やむを得ない場合は「例外」とする。

15

2. 各編の主な改定点（第2編 材料編）

第2章 第3節 骨材

2-3-4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-14の規格に適合するものとする。

改定

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-14、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-15とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。

16

2. 各編の主な改定点（第2編 材料編）

第2章 第3節 骨材

2-3-4 アスファルト用再生骨材

改定

表 2-14 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質

項目	目標値
旧アスファルトの含有量	% 3.8以上
旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	20以上
骨材の微粒分量	% 5以下

- [注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。
- [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。
- [注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
- [注4] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。
- [注5] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

17

2. 各編の主な改定点（第2編 材料編）

第2章 第3節 骨材

2-3-4 アスファルト用再生骨材

追加

表 2-15 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質

項目	目標値
旧アスファルトの含有量	% 3.8以上
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm	1.70以下
骨材の微粒分量	% 5以下

- [注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。
- [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。
- [注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
- [注4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mmと5~0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。
- [注5] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。
- [注6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

18

2. 各編の主な改定点（第2編 材料編）

第2章 第3節 骨材

2-3-6 安定剤

1. 瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-17に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-18に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。



改定

瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表2-18に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-19に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

19

2. 各編の主な改定点（第2編 材料編）

第2章 第3節 骨材

2-3-6 安定剤

1. 瀝青材料の品質

追加

表2-18 舗装用石油アスファルトの規格

種 類	40～60	60～80	80～100	100～120
項 目				
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下
軟化点℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0
伸度(15℃)cm	10以上	100以上	100以上	100以上
トルエン可溶分%	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点℃	260以上	260以上	260以上	260以上
薄膜加熱質量変化率%	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下
薄膜加熱針入度残留率%	58以上	55以上	50以上	50以上
蒸発後の質量変化率%	—	—	—	—
蒸発後の針入度比%	110以下	110以下	110以下	110以下
密度(15℃)g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上

〔注1〕 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。

〔注2〕 舗装用の新アスファルトである120～150、150～200、200～300は、「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。

20

2. 各編の主な改定点（第2編 材料編）

第2章 第8節 瀝青材料

2-8-1 一般瀝青材料

5. グースアスファルトに用いるアスファルト

グースアスファルトに用いるアスファルトは表2-24に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。



5. 硬質アスファルトに用いるアスファルト

改定

硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2-25の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-26の規格に適合するものとする。

〔 21 〕

2. 各編の主な改定点（第2編 材料編）

第2章 第8節 瀝青材料

2-8-3 再生用添加剤

表2-28 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用		標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm ² /s		80～1,000
引 火 点 ℃		250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下
薄膜加熱質量変化率 %		±3以内
密 度 (15℃) g/cm ³		報告
組成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)		報告

改定

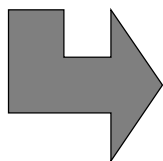


表2-29 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用		標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm ² /s		80～1,000
引 火 点 ℃		250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下
薄膜加熱質量変化率 %		±3以内
密 度 (15℃) g/cm ³		報告
組成 (石油学会規格JPI-5S-77-19)		報告

〔 22 〕

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第4章 第3節 レディーミクストコンクリート 2-3-2 工場の選定

10. コンクリートの配合

種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用
			mm	cm	N/mm ²	%以下	kg	%		
鉄筋構造物〔Ⅰ〕	24-12-25	普通	25	8	24	55	-	4.5	N	PCスラブ橋間詰 ⁵⁾ 、非合成床版 ⁵⁾
鉄筋構造物〔Ⅱ〕	30-12-25	普通	25	12	30	55	-	4.5	N	PC桁橋の横桁及び間詰コンクリート、合成床版 ⁵⁾

5) 請負者は、PCスラブ橋間詰、非合成床版、合成床版のスランプ値を、施工条件等により12cmとするとときには、監督員と協議すること。



修正・改定

種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用
			mm	cm	N/mm ²	%以下	kg	%		
鉄筋構造物〔Ⅰ〕	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	N	PCスラブ橋間詰、非合成床版
鉄筋構造物〔Ⅱ〕	30-12-25	普通	25	12	30	55	-	4.5	N	PC桁橋の横桁及び間詰コンクリート、合成床版

23

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第3章 第8節 一般舗装工

3-8-2 アスファルト舗装の材料

14. アスファルト安定処理の材料規格

加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-20、表3-21の規格に適合するものとする。



改定

加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-3-3 5.鉄鋼スラグの規格（路盤材用）の表2-11鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。

また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-3-4 アスファルト用再生骨材の表2-14針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-15圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。

24

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第3章 第8節 一般舗装工

3-8-2 アスファルト舗装の材料

14. アスファルト安定処理の材料規格

削除

表3-20 製鋼スラグの品質規格

材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	—	—	50以下	2.0以下
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下

(注)水浸膨張比の規格は、3ヶ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧B014を参照する。

25

2. 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

第3章 第8節 一般舗装工

3-8-2 アスファルト舗装の材料

14. アスファルト安定処理の材料規格

削除

表3-21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	%	3.8以上
旧アスファルトの性状	針入度	1/10 mm
	圧裂係数	N/mm ² /mm
骨材の微粒分量	%	5以下

[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～30mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。

[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注5] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2003骨材の微粒分量試験方法」により求める。

[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいため他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。

26

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第4章 第3節 工場製作工

4-3-11 鋳造費

橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。



改定

橋歴板に用いる材質は、第7編 5-12-8 銘板工の規定による。

[27]

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第4章 第7節 橋梁付属物工

4-7-9 銘板工

1. 一般事項

請負者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図4-3により作成しなければならない。



改定

請負者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図4-3により作成しなければならない。

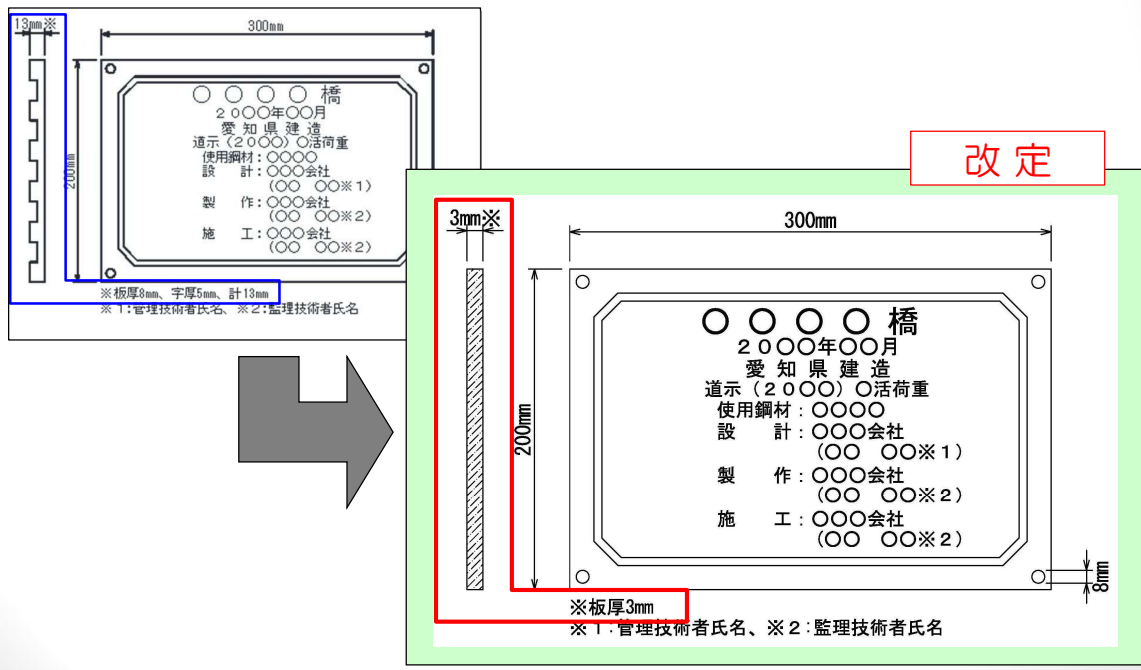
[28]

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第4章 第7節 橋梁付属物工

4-7-9 銘板工

3. 橋歴板記載事項



2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第5章 第3節 工場製作工

5-3-7 鋳造費

橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、
JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。

改定

橋歴板に用いる材質は、第7編 5-12-8 銘板
工の規定による。

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第5章 第12節 橋梁付属物工

5-12-8 銘板工

1. 一般事項

請負者は、橋歴板を、材質はJIS H 2202（**鋳物用銅合金地金**）を使用し、寸法及び記載事項は、図5-1により作成しなければならない。



改定

請負者は、橋歴板を、材質は**表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）**を標準とする。また、橋歴板に**用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。**なお、寸法及び記載事項は、図5-1により作成しなければならない。

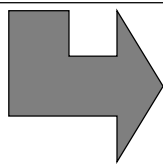
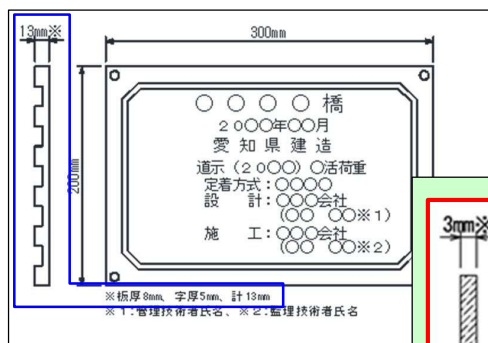
31

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

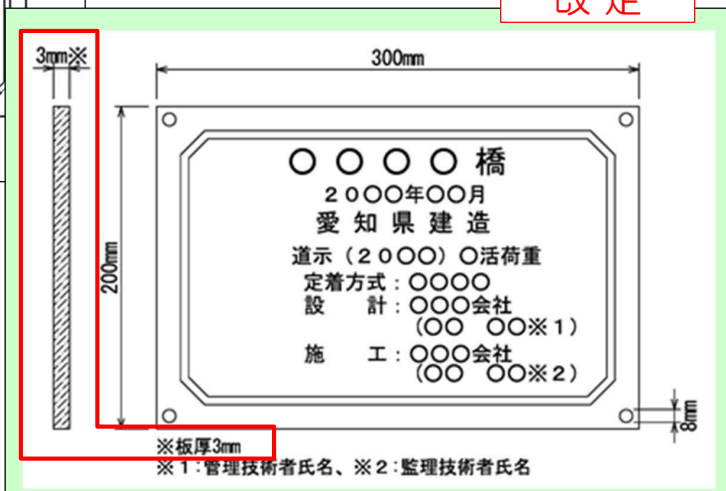
第5章 第12節 橋梁付属物工

5-12-8 銘板工

1. 一般事項



改定



32

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第6章 第8節 坑門工

6-8-6 銘板工

2. 標示板の材質

請負者は、標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とし、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。



改定

標示板に用いる材質は第7編 5-12-8銘板工の規定による。なお、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。

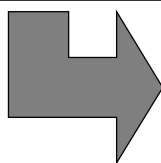
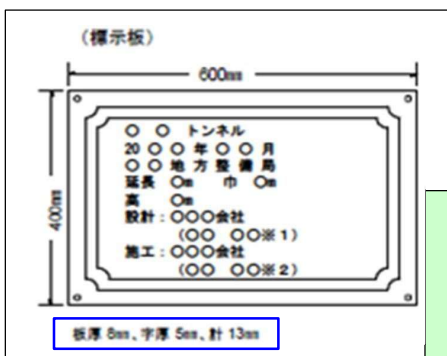
33

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第6章 第8節 橋梁付属物工

6-8-6 銘板工

3. 標示板



改定



34

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第7章 第6節 シェッド付属物工

7-6-5 銘板工

2. 銘板の材質

銘板の材質はJIS H 2022（**鋳物用黄銅合金地金**）とする。



改定

銘板に用いる材質は、**第7編 5-12-8銘板工**とする。

{ 35 }

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第8章 第6節 シェッド付属物工

8-6-5 銘板工

2. 銘板の材質

銘板の材質はJIS H 2202（**鋳物用銅合金地金**）とする。



改定

銘板に用いる材質は、**第7編 5-12-8銘板工**とする。

{ 36 }

2. 各編の主な改定点（第7編 道路編）

第13章 第4節 舗装工

13-4-7 路上再生工

1. 路上路盤再生工

請負者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「**G021 砂置換法による路床の密度の測定方法**」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。



修正

請負者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「**FO07 突固め試験方法**」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。

37

2. 各編の主な改定点（第10編 港湾編）

第11章 第3節 施工

1. 電気防食

請負者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の**測定用端子箱**を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。



修正

請負者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の**端子板**を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。

38

3. 土木工事施工管理基準の 改定について

(R8. 4. 1改定)

39

3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-9-7. バーチカルドレーン工
(ペーパードレーン工)

追加

位置・間隔 W 、杭径 D の測定基準

ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

40

3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-9-8. 締固め改良工

(サンドコンパクションパイル工)

追加

砂投入量 の測定基準

サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

41

3. 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-9-9. 固結工 (スラリー攪拌工)

工種

「施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)による管理の場合」



改定

工種

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) **第8編 固結工 (スラリー攪拌工) ・バーチカドレン工編**」による管理の場合」

42

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

1. セメント

試験項目：コンクリートの圧縮強度試験

試験時期・頻度：供試体は打設場所で採取し、1回につき6個とする。



改定

試験項目：コンクリートの圧縮強度試験

試験時期・頻度：供試体の採取は、1回につき6個とする。

43

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

3. 既製杭工

工種

(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)



改定

工種

(鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む) ・
コンクリート杭・H鋼杭)

44

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

11. アスファルト舗装

試験項目：アスファルト量抽出粒度分析試験

試験方法：舗装調査・試験法便覧

G028

[4]-238



改定

試験項目：アスファルト量抽出粒度分析試験

試験方法：舗装調査・試験法便覧

G028

[4]-318

[45]

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

25. 覆工コンクリート(NATM)

試験項目：コンクリートの圧縮強度試験

試験時期・頻度：供試体は打設場所で採取し、1回につき6個とする。



改定

試験項目：コンクリートの圧縮強度試験

試験時期・頻度：供試体の採取は、1回につき6個とする。

[46]

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

28. 路上再生路盤工

試験項目：土の粒度試験

規格値：舗装再生便覧参照

表-3.2.8路上再生路盤用素材の望ましい
粒度範囲による。



改定

試験項目：土の粒度試験

規格値：舗装再生便覧参照

表-3.2.9路上で破碎した路盤再生骨材の
目標粒度範囲による。

[47]

3. 土木工事施工管理基準の改定点

品質管理基準及び規格値

港湾・漁港編

区分	管理項目	測定頻度
電気防食陽極	形状寸法	搬入前、全数



改定

区分	管理項目	測定頻度
電気防食陽極	形状寸法	搬入前 <u>陽極長さ：全数</u> <u>陽極断面：製品1から</u> <u>5番目までの5個</u>

[48]

4. 写真管理基準の改定について

(R8. 4. 1改定)

4. 土木工事写真管理基準の改定点

撮影箇所一覧(出来形管理)

第3編 工事共通編

3-4-4 基礎工

追加

工種	写真管理項目	
	撮影項目	撮影頻度〔撮影時期〕
既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	<u>偏心量 (鋼管杭・掘削心)</u>	<u>1 施工箇所に 1 回 〔打込後〕</u>
	<u>根入長 (鋼管杭、ロッド)</u>	<u>1 施工箇所に 1 回 〔打込前〕</u>
	<u>数量、杭径 (ソイルセメント柱径)</u>	<u>全数量 杭頭余盛部の撤去前、 杭頭処理後</u>
	<u>杭頭処理状況</u>	<u>1 施工箇所に 1 回 〔処理前、中、後〕</u>

4. 土木工事写真管理基準の改定ポイント

撮影箇所一覧(出来形管理)

第3編 工事共通編

3-9-9 地盤改良工

追加

工 種	写真管理項目
	撮影頻度〔撮影時期〕
固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)・ バーチカルドレーン 編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。